

地域公共交通確保維持改善事業費補助金の制度変更について

「きよす あしがるバス」の運行については、国土交通省の「地域公共交通確保維持改善事業」による補助金の交付を受けている。

補助金の交付を受ける事業については、毎年度、協議会において生活交通確保維持改善計画を策定し、国土交通省の認定を受けるとともに、事業が完了したときは、事業実施の確認、評価を行うこととされている。

1. 制度変更の概要

真に公的負担による確保・維持が必要な路線等に対し、効果的・効率的な支援を実施していくため、令和3年4月5日に地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱が改正され、以下のように制度が変更された。

	改正前	改正後
制度名	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 〔地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金 車両減価償却費等国庫補助金〕	
補助対象事業者	乗合バス事業者又は活性化法法定協議会	活性化法法定協議会
交付要件	生活交通確保維持改善計画の策定・認定	地域公共交通計画における地域公共交通確保維持事業に関する内容の記載・認定
経過措置		令和6年度予算に係る事業までの間は、従前の例にすることができる

2. 令和4年度地域公共交通確保維持改善事業におけるスケジュール

令和3年6月9日	令和4年度清須市生活交通確保維持改善計画の策定
令和3年9月30日	令和4年度地域公共交通確保維持改善事業の認定 (令和4年度事業の実施：令和3年10月～令和4年9月)
令和4年3月29日	令和4年度地域公共交通会議歳入歳出予算(案)の協議・承認
令和4年11月	令和4年度事業補助金交付申請
令和4年12月	令和4年度事業実施に係る一次評価(自己評価)
令和5年2月	令和4年度事業実施に係る二次評価(第三者評価委員会)
令和5年3月	令和4年度事業補助金の交付 → 清須市へ繰り入れ
令和5年6月	令和4年度地域公共交通会議歳入歳出決算(案)の協議・承認